

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）が改正されたことから、この改正内容に準じて、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（第1条及び第2条関係）

期末手当について、令和6年4月1日に遡り、支給月数を0.05月分引き上げる。

(期末手当の支給月数)

支給月	支給月数		
	現 行	改 定 後	
		令和7年度以降	令和6年度
6月	1.70月	1.725月	1.70月
12月	1.70月	1.725月	1.75月
合 計	3.40月	3.45月	3.45月

2. 施行期日等

第1条の規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡り適用します。
また、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。